大臣官房会計課総務班 保存期間表

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
1 法律の制定又は 改廃及びその経 緯	閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣 議に提出された文書(一の項二)	5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文) 閣議請議書 案件表 配付資料	20年	移管
2 政令の制定又は 改廃及びその経 緯	閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣 議に提出された文書(一の項二)	5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文) 閣議請議書 案件表 配付資料	20年	移管
3 省令の制定又は 改廃及びその経 緯	制定又は改廃	内閣府令、省令その他の規則の制定 又は改廃のための決裁文書(一の項 ホ)		20年	移管
4 閣議の決定又は 了解及びその経 緯	質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する 答弁その他の重要な経緯	答弁の案の作成の過程が記録された 文書(四の項イ) 閣議を求めるための決裁文書及び閣 議に提出された文書(四の項ロ) 答弁が記録された文書(四の項ハ)	質問主意書審査録	20年	移管
5 個人の権利義務 の得喪及びその 経緯	行政手続法第2 条第3号の許認 可等に関する重 要な経緯	許認可等をするための決裁文書その 他許認可等に至る過程が記録された 文書(十一の項)		開示決定等が される日に係 る特定日以後 5年	以下について移 管 ・国籍に関する もの
6 法人の権利義務 の得喪及びその 経緯	許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その 他許認可等に至る過程が記録された 文書(十一の項)		開示決定等が される日に係 る特定日以後 5年	以管・電のなす・設指関下 運気他公る公立導すい 郵事に業 人止督の 乗車に 等等の の、に の の の の の の の の の の の の の の の の の
7 職員の人事に関 する事項	職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修の研修に関する重要な経緯	研修に関する文書	研修関連 インターンシップ	3 年	廃棄 (ただし、閣議 等に関わるもの は移管)
	職員の兼業の許可に関する重要 な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該 申請に対する許可に関する文書(十 八の項)	兼業申請書、兼業承認書	3 年	
	退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容 が記録された文書及び当該決定に至 る過程が記録された文書(十九の 項)	退職手当支給に係る調書	支給制限その他 の支給に関する 処分を行うこと ができる期間な は5年のいずれ か長い期間	
	人事院規則で文 書の保存期間を 定める業務	一般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年法律第95号。以下「給与 法」という。)第11条の2第1項の 届出の文書等		届出に係る要件 を具備しなく なった日から 6 年	
		人事院規則 9-5 (給与簿)第3条 の出勤簿	出勤簿	作成の日から5 年	
		人事院規則9-7 (俸給等の支給) 第13条の超過勤務命令簿	超過勤務命令簿	作成の日から5 年3月	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
		人事院規則9-24(通勤手当)第3 条の通勤届	通勤届	届出に係る要件 を具備しなく なった日から 6 年	
		人事院規則 9-24 (通勤手当) 第 4 条第 2 項の通勤手当認定簿	通勤手当認定簿	支給要件を具備 しなくなった日 から6年	
		人事院規則9-54(住居手当)第5 条第1項の住居届	住居届	届出に係る要件 を具備しなく なった日から 6 年	
		人事院規則9-54(住居手当)第6 条第2項の住居手当認定簿	住居手当認定簿	支給要件を具備 しなくなった日 から6年	
		人事院規則 9-80 (扶養手当) 第 4 条第 2 項の扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	支給要件を具備 しなくなった日 から6年	
		人事院規則9-80 (扶養手当)第4 条第3項(第5条において準用する 場合を含む。)の事実等を証明する 書類	扶養の事実等を証明する書類	届出に係る要件 を具備しなく なった日から 6 年	
		人事院規則 9-89 (単身赴任手当) 第7条第1項の単身赴任届	単身赴任届		
			単身赴任認定簿	支給要件を具備 しなくなった日 から 6 年	
		人事院規則 9-93(管理職員特別勤務手当)第4条の管理職員特別勤務 実績簿		作成の日から6 年	
		人事院規則 9-93(管理職員特別勤務手当)第4条の管理職員特別勤務手当整理簿			
		人事院規則9-121 (広域異動手当) 第8条第2項の住居等を明らかにす る書類		確認に係る要件 を具備しなく なった日から 5 年	
		一般職の職員の勤務時間、休暇等に 関する法律(平成6年法律第33号。 以下「勤務時間法」という。)第6 条第3項の申告の文書等	フレックスタイム制の申告簿	取得の日から3年	
		勤務時間法第6条第3項の割振りの 文書等		作成の日から3 年	
		勤務時間法第13条の2第1項又は第 15条第1項の指定の文書等	代休日指定簿 超勤代休時間指定簿		
		人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第4条第3項又は第4項の割振りの変更の文書等	フレックスタイム制の割振り等の 変更に係る申告簿・割振り簿	作成の日から3 年	
		間、休日及び休暇) 第9条第1項の	フレックスタイム制適用職員以外 の職員の週休日及び勤務時間の割 振り等の明示の文書		
		人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第27条第1項の 休暇簿	休暇簿		
		人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第16条の3第5項又は第17条第2項の申出の文書等	旨の申出の文書	年	
		人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第27条第3項の 届出の文書等	出産した場合の届出の文書		
		人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第29条第2項の証明書類	休暇等の事由を確認するための証 明書類		
		人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第29条第1項の通知の文書等の写し	休暇等の承認の決定に係る通知の 文書の写し	通知した日から 3年	
		人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第9条第2項の通知の文書等の写し	フレックスタイム制の割振り等又 は週休日の振替等の通知の文書の 写し		

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
ì	改廃及びその経		 制定又は改廃のための決裁文書(二 十の項口)	告示案	10年	<u>廉</u> 棄
	緯	訓令及び通達の 立案の検討その 他の重要な経緯	検討その 十の項口)	訓令案・通達案		以下について移 ・行政文書管理 規則その他の延 要な制定以間で 要の制定以は で で で で で の た が の た の は の は の は の は の は の は の は る の は る の も の も の も の も の も の も の と の と の と の と
	予算及び決算にびます。	歳決にす製に経入りの計のすると関緯の計のすると関線では、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を	歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定に至る過程が記録された文書(二十二の項イ)	国の債務に関する計算書 継続費決算報告書 歳入徴収額計算書 支出計算書 歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 徴収第 支出決定簿 支出負担行為認証官の帳簿		以管・第よ出並にのな意の記(付歳書務書・第よ報基針そ経た臣続を・第よる基針そ経た臣備を・行る重録下 財1るのび関作っ思重録財し出並にを財3る告礎及の緯文に費含財2る調礎及の緯文に費含上政決要さい 政項歳決にす製た決要さ務たのび関含政項継書とび他が書送決む政項予書とび他が書送にむ記機算なれて 37定び告債算礎及の緯文に及報の計)37定決製た決要さ務た告 35定に製た決要さ務た調 かおすが書 37定び告債算礎及の緯文に及報の計)37定決製た決要さ務た告 35定に製た決要さ務た調 かおすが書移 条に歳書務書とび他が書送び告債算 条に算の方定なれ大継書 条に係の方定なれ大予書 、ける記
10	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の 授与又はは〈奪の 重要な経緯	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書 (二十八の項)	選考基準 選考案 伝達 受章者名簿	10年	以下について移 ・栄典をの ・知度の関する ・のと、一般では、 ・のと、のでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・のでは、 ・のできる。 ・国のでは、 ・国ので、 ・こので、 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
11	国会及び審議会 等における審議 等に関する事項	国会審議	国会審議文書(二十九の項)	議員への説明 趣旨説明 想定問答 答弁書 国会審議録	10年	以下について移 管 ・大臣の演説に 関するもの ・会期ごとに作 成される想定問 答
	関する事項	文書の管理等	取得した文書の管理を行うための帳簿 (三十一の項) 決裁文書の管理を行うための帳簿 (三十二の項) 文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に定める廃棄に係る記録 標準文書保存期間基準	決裁簿	次回の更新まで	廃棄
13	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	仕様書案 協議・調整経緯 交付した適格請求書の写し 官公需	契日以 適付供る計のを係7 をは属(末2日以)のを保7 をは属(末2日以)をは属(末2日以)を提りませる (末2日以)をはる (末2日以)をはる (末2日以)を (末2日	
14		予算編成(概算 要求)	予算編成、概算要求に関する文書	でリーン購入法 契約の統計 物品・役務等契約監視委員会 調達改善計画 政府調達協定 予算編成、概算要求に関する資料 担当官説明資料、積算根拠等		
15	旅費・謝金等に 関する事項	旅費・謝金等	旅費・謝金等に関する文書	予算の執行、旅費・謝金等の支出 に関する資料 実施原議 等 I C乗車カード使用簿等	5年	廃棄
16	研修・セミナー に関する事項	研修・セミナー	研修・セミナー等の実施に関する文 書	講師委嘱 会議資料 報告書	3年	廃棄
17	証明に関する事 項	証明	各種証明に関する文書	各種証明	3年	廃棄
18	照会・依頼等に 関する事項	照会・依頼等	 委員等の委嘱や就任依頼、講師の派 遣依頼等に対する回答 	委嘱に対する回答 就任依頼に対する回答 派遣依頼に対する回答	任期満了日の日 に係る特定日か ら1年 1年	廃棄
19	文部智知 文書管理規則 生活の保 は は は は は は は は は は は は は		文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書			廃棄